

# クラウドファンディングと税務上の留意点

(株)キャピタルストラテジー・コンサルティング（商工研相談業務委嘱先）公認会計士

伊藤雅典



応募者の成果物等がリターンとなります。

③投資型（支援者に金銭的リターンがあるタイプ）

資金提供者は一定の金銭を応募者に支払い、リターンとして、金銭を受領します。

例えば、まだ創業間もないベンチャー企業が、今後の事業計画を基に、支援者から資金調達を行い、調達した資金を元手に獲得した利益を分配する場合などがあります。

## 2. 活用の実例

クラウドファンディングはアメリカ発のビジネスであり、大手クラウドファンディング事業者に「Kickstarter」があります。同社はニューヨークを拠点とし、二〇〇九年四月に設立された事業で、芸術・文化に特化してデザイナー、音楽家、映画監督などのクリエイターの活動のための資金調達を支援し、そのリターンは金銭ではなく、プロジェクトの成果物としての製品、サービスが提供されます。

またサイトにプロジェクトを掲載するのは無料で、プロジェ

### Q

共感できる目的を持つ団体がクラウドファンディングで資金を集めていると聞きました。クラウドファンディングの概要と資金提供をする際の留意点などについて教えてください。

### A

1. クラウドファンディングとは  
クラウドファンディングとは、

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、特定の目的を持った個人や団体（応募者）が、インターネットの専用サイトを通して不特定多数に呼びかけを行い、少額ずつ資金を集めて事業を実現する手法のことをいい、目的が社会的事業の場合はソーシャルファンディングとも呼ばれています。

その利用の主な流れは以下のとおりです。

①応募者はクラウドファンディングサイトにプロジェクトの目的・内容・目標金額、金銭や物品、サービスによる見返り（リターン）がある場合には、その内容などを掲載

②掲載期間中は、運営サイトやフェイスブック等のソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用し、支援者の募集・確保を行う

③掲載期間が終了し、目標金額に到達した場合には集まった金額からクラウドファンディング運営事業者の手数料を差し引いた金額を応募者が受領

④リターンを約束した場合には、運用期間終了後分配を実施

日本における運営事業者の手数料の平均は、集まった資金の一〇～二〇%といわれています。一方、目標金額まで到達しなかった場合には、通常、金額が資

金提供者に返金され、応募者は支援金を受領することはできない仕組みとなっています。

クラウドファンディングは、①寄付型、②購入型、③投資型の三つに分けることができます。

①寄付型（支援者にリターンがないタイプ）

資金提供者は一定の金銭を応募者に払うのみで、そのリターンを受けることはありません。開発途上国への支援等に多く見られるかたちです。

②購入型（支援者に金銭以外のリターンがあるタイプ）

資金提供者は一定の金銭を応募者に支払い、金銭以外のリターンを受けるものです。

例としては、マニアックな書籍を出版したいものの出版費用がない応募者が資金調達を行い、その見返りとして、出版された書籍を支援者に送る場合など、

その見返りとして、出版された書籍を支援者に送る場合など、

クトが成功すると、集めた資金の5%がサイト運営事業者の収入となります。

日本でも風力発電ファンド、太陽光発電ファンドなどの実績があります。変わったところではアイドルタレントのデビュー資金の調達、海外で還元されてきたゼロ戦を日本の空に飛ばすプロジェクトなどにクラウドファンディングが活用され、話題になりました。

日本では、「READYFOR?」と「CAMPFIRE」が代表的なクラウドファンディングサイトです。それでも、アメリカと比べるとその利用規模や利用者数には大きな開きがあるのが現状です。

### 3. クラウドファンディングを利用した場合の税金

各当事者（応募者および資金提供者）が留意すべき点としては、各当事者の税金負担の発生を考慮する必要があります。税金負担を考える場合、応募者、資金提供者が個人か法人か、寄付型、購入型、投資型のいずれか、資金調達額の規模はどのく

らいかによって変わってきます。

① 寄付型  
資金を受け取る応募者が個人の場合、資金提供者が個人か法人かによってかかる税金が異なります。資金提供者が個人の場合は、個人から個人への寄付には贈与税が課せられると考えられます（ただし、贈与税は年間百万円までは非課税）。

一方、法人から個人の応募者への資金提供の場合、受け取った個人の応募者の一時所得として所得税が課せられる可能性があります。一時所得の特別控除額は五十万円であるため、五十万円を超えた金額については所得税が課税される可能性が出てきます。また、応募者側が法人の場合は、受贈益が計上されません。株式会社等の普通法人の場合には、受贈益は法人税法上益金とされ、その他の益金および損金と通算され、法人税が課される可能性があります。

② 購入型  
基本的に購入型による資金調達は売買取引に該当し、税務でも前受けによる販売と同じものとして扱うと考えられます。そ

こで、応募者の税負担は、以下のような取り扱いとなります。

まず、資金を受け取った時点では「前受金」として処理し、売上計上しないため、税金は生じません。製品・サービスなどが完成し、資金提供者に渡された時点で前受金を取り崩し、売上を計上します。この際、資金提供総額から製品等の作成にかかった費用を差し引いた利益（課税所得）に、法人税（会社の場合）または所得税（個人の場合）がかかります。

なお、調達資金額に比べるリターンの価値が著しく低い場合、取引が売買ではなく実質的に寄付であるとみなされる可能性があります。寄付扱いとなった場合には、寄付型に記載したように、応募者に贈与税もしくは所得税が課せられる可能性も考えられます。

③ 投資型  
投資型は、資金提供者に金銭のリターンが行われることとなります。そのスキームとしては、融資型、ファンド型や株式型などの種類があります。現在の日本においては、営業

者（応募者）と匿名組合員（出資者）の契約による「匿名組合」を利用したスキームになることが多いと考えられます。

匿名組合のスキームによった場合には、出資者たる匿名組合員については、出資を受け入れた時点においては、応募者にも出資者にも課税は生じません。

一方で、匿名組合の営業活動により損益が生じた場合、出資者たる匿名組合員は、現実に利益の分配を受け、または損失の負担をしない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受けたら、負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金または損金の額に算入することとなります。

\*  
日本では従来、投資型の場合には、金融商品取引法上の制約があったことから、寄付型および購入型の利用が主流とされてきました。しかし、平成二十六年に金融商品取引法が改正され、運用事業者の規制が緩和されたことから、今後は投資型による資金調達が拡大する可能性もあります。